**消　防　計　画　書**

　（目　的）

第1条　この計画は、消防法第８条第1項に基づき　　〇〇〇株式会社　　　における

　　　防火管理業務について必要な事項を定めて、火災、地震、その他の災害の予防及び人命の安全並びに被害の軽減を図ることを目的とする。

　（適用範囲）

第２条　この計画は、　　〇〇〇株式会社　　　に勤務し、出入するすべての者に適用

　　　する。

　（管理権原者の責任等）

第３条　管理権原者は、施設内の防火管理業務について、すべての責任を有するとともに、次の業務を行う。

（１）　防火管理業務を適正に遂行できる権限を持つ者を防火管理者として、防

火管理業務を行わせるものとする。

（２）　管理権原者は、防火管理者が消防計画を作成（変更）する場合、必要な

指示を与えるものとする。

　（３）　管理権原者は、防火上の建物構造の不備や消防用設備等の不備欠陥が発

見された場合は、速やかに改修するものとする。

　（防火管理者の権限と業務）

第４条　防火管理者は、　　〇〇　〇〇　　とし、この計画の作成及び実行についてのすべての権限を持って、次の業務を行う。

（１）　消防計画の作成及び変更。

（２）　自衛消防組織の編成及び任務分担の周知徹底。

（３）　火災予防上の自主点検の実施と監督。

（４）　消防用設備等及び避難施設の法定点検、整備及びその立会い。

（５）　防火上の構造の維持管理。

（６）　収容人員の適正管理。

（７）　従業員に対する防火教育の実施。

（８）　消火、通報及び避難誘導等の訓練の実施。

（９）　火災地震等に対する計画

（10）　消防機関との連絡。

（11）　改修工事など工事中の立会い及び安全対策の樹立。

（12）　火気の使用、取扱いに関する指導、監督。

（13）　管理権原者への提案や報告。

（14）　火元責任者に対する指導及び監督。

（15）　放火防止対策の推進。

（16）　その他防火管理上必要な業務。

（火元責任者の指定）

第５条　火災予防及び地震時の出火防止を図るため、防火管理者のもとに火元責任者

　　　をおくこととし、別表１の業務を行うものとする。

　　（火災予防上の遵守事項）

第６条　火災予防のため、すべての者は、次の事項を遵守しなければならない。

（１）　火気設備器具は、使用前及び使用後には必ず点検し、安全を確認する。

（２）　火気設備器具の周囲は、常に整理整頓をしておく。

（３）　灰皿、吸い殻の後始末を完全にする。

（４）　消防用設備等の周囲には、装飾等をしない。

（５）　火災を発見した場合には、消防機関（１１９）に通報するとともに防火

管理者に連絡し、定められた任務分担により適切な行動をとる。

（６）　喫煙は、指定した場所で行う。

　　（避難、防火施設の維持管理）

第７条　防火管理者または従業員等は、避難施設の機能を有効に維持するために、次の事項を遵守しなければならない。

（１）　避難の障害となる設備を設け、または物品を置かない。

（２）　床面は避難に際し、つまずき、すべり等を生じないように維持すること。

（３）　避難口等は、容易に解錠し開放できるものとし、開放した場合は廊下、

階段等の幅員を有効に確保できるものとする。

（火気の使用制限等）

第８条　防火管理者は、次の事項について指定または制限するものとする。

（１）　喫煙禁止場所及び喫煙場所の指定。

（２）　火気設備器具等の使用禁止場所及び使用場所の指定。

（３）　工事中の火気使用の制限。

（４）　火災警報発令時等の火気使用禁止または制限。

　　（臨時の火気使用等）

第９条　次の事項を行おうとする者は、防火管理者へ事前に連絡し、承諾を得るものと

する。

（１）　指定場所以外で臨時に火気を使用するとき。

（２）　各種火気設備器具を設置または変更するとき。

（３）　催物の開催及びその会場で火気を使用するとき。

（４）　危険物を貯蔵、取扱い、または種類、数量等を変更するとき。

（５）　改装、模様替えを行うとき。

　　（放火防止対策）

第10条　防火管理者は次の事項に留意し、放火防止に努めるものとする。

（１）　敷地内、及び廊下、階段、洗面所等の可燃物の整理・整頓または除去を行う。

（２）　出入口の特定と出入りする者に対する呼びかけ及び監視等の強化を行う。

（３）　アルバイト、出向、パート等の従業員の明確化と不法侵入者の監視を行う。

（４）　客用トイレ等の監視の強化を行う。

（５）　死角の解消及び死角となる場所の不定期監視体制を確立する。

（６）　空室、倉庫等の施錠管理を行い、人が入れない環境づくりを行う。

（７）　駐車場内にある車両の施錠の確認を行う。

　　（工事中の安全対策の樹立）

第11条　防火管理者は、工事を行うときは、工事中の安全対策を樹立する。また、次に掲げる事項の工事を行うときは、「工事中の消防計画」を消防機関に届けるものとする。

（１）　増築等で建築基準法第７条の６に基づき特定行政庁に仮使用申請をしたとき。

（２）　消防用設備等の増設等の工事に伴い、当該設備の機能を停止させるとき又は機能に著しく影響を及ぼすとき。

　　　２　防火管理者は工事人に対して次の事項を周知し、遵守させるものとする。

（１）　溶接、溶断など火気を使用して工事を行う場合は、消火器を準備して、消火できる体制をとること。

（２）　工事を行う者は、防火管理者が指定した場所以外では、喫煙、火気の使用等を行わないこと。

（３）　工事場所ごとに火気の責任者を指定し、工事の状況について、定期的に防火管理者に報告させること。

（４）　危険物等を持ち込む場合は、その都度、防火管理者の承認を受けること。

（５）　放火を防止するために、資機材等の整理・整頓をすること。

（６）　その他防火管理者の指示すること。

　　（消防機関との連絡）

第12条　管理権原者等は、次の業務について、消防機関への報告、届出及び連絡を行

　　　　うものとする。

　　（１）　防火管理者選任（解任）届出。

防火管理者を定めたとき、またはこれを解任したときに管理権原者が届け出ること。

　　（２）　消防計画作成（変更）届出。

　　　　　　消防計画を作成したとき、または次に掲げる事項に該当したときに管理権原者等が届け出ること。

　　　　ア　管理権原者または防火管理者の変更。

　　　　イ　自衛消防組織に関する事項の大幅な変更。

　　　　ウ　用途の変更、増築、改築、模様替え等による消防用設備等の点検・整備、

　　　　　避難施設の維持管理及び防火上の構造の維持管理に関する事項の変更。

　　（３）　自衛消防訓練実施の通報。

　　　　　　自衛消防訓練を実施するときは防火管理者があらかじめ消防機関へ通報すること。

　　（４）　消防用設備等点検結果報告書を〇年に１回、管理権原者及び防火管理者

が確認をしたのち報告すること。

　　（５）　その他

　建物及び諸設備の設置又は変更を行うときは、事前に連絡するとともに、

法令に基づく諸手続を行うこと。

　　（防火管理業務資料等の整備）

　第13条　防火管理者は、前条で報告または届出した書類及び防火管理業務に関する

必要な書類等を本計画と一括して、整備、保管しておくものとする。

　　（消防用設備等と建物の自主点検）

　第14条　消防用設備等と建物等の自主点検は別表２、３に基づき実施する。なお消防用設備等の自主点検は〇月と〇月とし、建物等の自主点検は〇月と〇月に実施する。

　　（消防用設備等の法定点検）

　第15条　消防用設備等の法定点検は、　〇〇防災株式会社　に依託して、別表４の「消防用設備等点検計画表」により行うものとする。防火管理者は点検に立会うものとする。

　　（不備欠陥等の報告）

　第16条　法定点検及び自主点検で不備欠陥がある場合は、管理権原者に報告し改修

　　　　しなければならない。

　　（結果の記録及び報告）

　第17条　点検の結果は、「防火対象物維持台帳」に記録しておくとともに消防用設

備等の点検結果については、〇年に１回、消防署長に報告する。また不備欠

陥を認めたときは、早急にその是正を図る。

（自衛消防組織と任務分担）

　第18条　　　〇〇〇株式会社　　　の自衛消防組織として、　　〇〇　〇〇　　を

　　　　　隊長とし、別表５に基づき自衛消防隊を編成する。

　　（震災予防処置）

　第19条　地震時の災害の発生を予防するため、次のことを行うものとする。

（１）　建物及び建物に付随する施設物（看板、窓枠等）の倒壊、転倒、落下等

の防止処置。

（２）　火気設備器具等の転倒防止措置及び自動消火装置等の作動状況の検査。

（３）　危険物類の転倒、落下、浸水等による発火防止の措置。

防火管理者及び各火元責任者は、被害を生ずるに至らない地震の場合であっても地震後、建物、火気設備器具の点検を行い、その安全性を確認すること。

（地震時の活動）

第20条　地震時の活動は、第１８条に準じて、行うほか次によるものとする。

　　（１）　地震発生直後は、身の安全を守ることを第一とする。

（２）　揺れが治まった時点で、火気設備、器具の直近にいる従業員は、元栓、器具栓を閉止又は、電源遮断を行う。

　　（３）　防火管理者は、津波からの避難に支障がない範囲で、地震による被害の発生防止又は、軽減を図るために必要な措置を行わせること。

　　（４）　通報担当者は、テレビ、ラジオ等により、情報の収集を行い、混乱防止を図るため、拡声器及び非常放送設備等を活用し、必要な情報を施設内にいる利用客等に知らせる。

　　（５）　避難誘導の際には、拡声器等を用いて避難の方法や方向を指示し、混乱の発生防止に努めること。

　　（６）　避難は、津波の発生が予想される地震、津波警報等、防災機関からの避難命令又は、防火管理者の判断により開始する。

　　（７）　避難場所は　　　〇〇〇小学校　　　とし、集結場所は〇〇株式会社駐車場とする。　なお、誘導には、防火管理者があたる。

（その他不測の事態）

第21条　 防火管理者は、震災等が発生した以後の状況等から、この消防計画どおりに活動することが困難又は適当でないと判断したときは、これによらないことができる。この場合、防火管理者は、他係員に必要な指示を与えるものとする。

　　　２　　各係員は、この消防計画どおりに活動することが困難又は適当でないと判断したときは、ただちに防火管理者にその状況を報告し、必要な指示を受けるものとする。

（防災教育及び訓練）

第22条　 防火管理者は、別表６に基づき防災教育及び訓練を行うものとする。

　　　　　なお、防火管理者は、自衛消防訓練を実施する場合には、「自衛消防訓練通知書」により消防署へ通知するものとする。

　（防火管理の一部委託）

　第23条　 建物全般について、夜間及び休館日について（遠隔移報・巡回方式）によ

り防火管理業務の一部委託を行う。内容については別紙のとおりである｡

附　則

　　この計画は、令和〇年〇月〇日から施行する｡

様式第12号（その２）

防火管理業務委託状況票

（巡回方式）

|  |  |
| --- | --- |
| 防火対象物名称 |  |
| 受託者の氏名  及び住所  （法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地） | 氏名(名称)  住所(所在地)  　　　　　　　　　　　　　　　　ＴＥＬ |
| 担当事務所  　　　　　　　　　　　　　　　　ＴＥＬ |
| 受託者の行  う防火管理  業務の範囲 | ア　巡回による火気使用箇所の点検等監視業務  イ　火災が発生した場合の発動措置（初期消火及び通報連絡）  ウ　周囲の可燃物の管理  エ　その他  　　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  ※　該当するもの全てに○印を付けること。 |
| 受託者の行  う防火管理  業務の方法 | ア　巡回回数及び巡回人員  　　・従業又は公開時間内　（　　　回、　　　人ずつ）  　　・従業又は公開時間外　（　　　回、　　　人ずつ）  　　・休業又は休館日　　　（　　　回、　　　人ずつ）  イ　委託する防火対象物の区域  　　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  ウ　委託する時間帯  　　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  ※　所要事項を記入すること。 |
| その他必要事項  記入欄 |  |

備考：この委託状況票は、消防計画作成（変更）届出書に添付すること。

様式第12号（その３）

防火管理業務委託状況票

（遠隔移報方式）

|  |  |
| --- | --- |
| 防火対象物名称 | 〇〇株式会社 |
| 受託者の氏名  及び住所  （法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地） | 氏名(名称)  〇〇警備株式会社  住所(所在地)  宮城県気仙沼市○○  　　　　　　　　　　　　　　　　ＴＥＬ　　〇〇〇〇 |
| 担当事務所  宮城県気仙沼市○○  　　　　　　　　　　　　　　　　ＴＥＬ　　〇〇〇〇 |
| 受託者の行  う防火管理  業務の範囲 | ア　火災信号の遠隔監視及び現場確認業務  イ　火災信号の遠隔監視、通報及び現場確認業務  ウ　火災が発生した場合の発動措置（初期消火及び通報連絡）  エ　その他  　　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  ※　該当するもの全てに○印を付けること。 |
| 受託者の行  う防火管理  業務の方法 | ア　現場確認要員の待機場所  　　（宮城県気仙沼市○○　　　　　　　　　　　　　　　　）  イ　到着所要時間  　　（　　　　〇分）  ウ　委託する防火対象物の区域  　　（〇〇株式会社全域　　　　　　　　　　　　　　　　　）  エ　委託する時間帯  　　（２４時間　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  ※　所要事項を記入すること。 |
| その他必要事項  記入欄 |  |

備考：この委託状況票は、消防計画作成（変更）届出書に添付すること

　　　　　自衛消防組織図

別表５

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 担　当　区　分 | 氏　　　　　　　　　名 | 任　　　　　　　　　　務 |
| 自衛消防隊長 | 〇〇　○○ | 隊員を指揮し、避難誘導及び火災の拡大防止にあたるとともに火災の状況及び逃げ遅れた者の有無等について、消防隊に報告すること。 |
| 通報連絡係 | 〇〇　○○ | 消防機関への通報またはその確認を行うこと。あらゆるものを使用し、火災を知らせるとともに消防隊の誘導及び情報の提供を行うこと。 |
| 初期消火係 | 〇〇　○○ | 消火器等を使用し、初期消火活動を行うこと。 |
| 避難誘導係 | 〇〇　○○ | 非常口を開放するとともに避難誘導にあたること。避難終了後、人員を確認し、その結果を自衛消防隊長に報告すること。 |
|  |  |  |

別表１

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 火　元　責　任　者 | 担　当　区　域 | 業　務　内　容　（共通） |
| 〇〇　○○  〇〇　○○ | １階  ２階 | ・担当区域内の火気管理に関すること。  ・担当区域内の建物、火気設備器具、電気設備、危険物施設等及び消防用設備等の日常の維持管理に関すること。  ・地震時における火気設備器具の安全確認に関すること。  ・別表１－２『自主検査チェック表(日常)』の検査の実施に関すること。 |

別表１－２　　　　　　自主点検チェック票（日常）　　　　　　　　　　 　月

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 火元責任者 | |  | | 担当区域 |  | | | |
| 日 | 曜日 | 実　　　施　　　項　　　目 | | | | | | |
| ガス器具のホース老化・損傷 | 電気器具の配線老化・損傷 | 火気設備・器具の設置・使用状況 | 吸い殻の処理 | 倉庫等の施錠確認 | 終業時の火気確認 | 通路・階段避難口の確認 |
| １ |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ２ |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ３ |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ４ |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ５ |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ６ |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ７ |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ８ |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ９ |  |  |  |  |  |  |  |  |
| １０ |  |  |  |  |  |  |  |  |
| １１ |  |  |  |  |  |  |  |  |
| １２ |  |  |  |  |  |  |  |  |
| １３ |  |  |  |  |  |  |  |  |
| １４ |  |  |  |  |  |  |  |  |
| １５ |  |  |  |  |  |  |  |  |
| １６ |  |  |  |  |  |  |  |  |
| １７ |  |  |  |  |  |  |  |  |
| １８ |  |  |  |  |  |  |  |  |
| １９ |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ２０ |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ２１ |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ２２ |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ２３ |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ２４ |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ２５ |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ２６ |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ２７ |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ２８ |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ２９ |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ３０ |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ３１ |  | (備　考）　不備・欠陥がある場合には、直ちに防火管理者に報告します。  (凡　例）　○…良　　×…不備　　　…即時改修 |  |  |  |  |  |  |
| 防火管理者確認 |  | |

消防用設備等自主点検チェック票

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 実施設備 | 確　　　　　認　　　　　箇　　　　　所 | | | 点検結果 |
| 消火器  （　月　日実施） | （１）　設置場所に置いてあるか。 | | |  |
| （２）　消火薬剤の漏れ、変形、損傷、腐食等がないか。 | | |  |
| （３）　安全栓が外れていないか。安全栓の封が脱落していないか。 | | |  |
| （４）　ホースに変形、損傷、老化等がなく、内部につまりがないか。 | | |  |
| （５）　圧力計が指示範囲内にあるか。 | | |  |
| 誘導灯  （　月　日実施） | （１）　改装等により、設置位置が不適当になっていないか。 | | |  |
| （２）　誘導灯の周囲には、間仕切り、衝立、ロッカー等があって、視認障害となっていないか。 | | |  |
| （３）　外箱及び表示面は変形、損傷、脱落、汚損等がなく、かつ適正な取付状態であるか。 | | |  |
| （４）　不点灯、ちらつき等がないか。 | | |  |
| 自動火災報知設備  （　月　日実施） | （１）　表示灯は点灯しているか。 | | |  |
| （２）　受信機のスイッチは、ベル停止となっていないか。 | | |  |
| （３）　用途変更、間仕切り変更による未警戒部分がないか。 | | |  |
| （４）　感知器の破損、変形、脱落はないか。 | | |  |
| 非常ベル  （　月　日実施） | （１）　表示灯は点灯しているか。 | | |  |
| （２）　操作上障害となるものはないか。 | | |  |
| （３）　押しボタン保護板に破損、変形、損傷、脱落等がないか。 | | |  |
| 漏電火災警報器  （　月　日実施） | （１）　電源表示灯は点灯しているか。 | | |  |
| （２）　受信機の外形に変形、損傷、腐食等がなく、ほこり、錆等で固着していないか。 | | |  |
| 屋内消火栓設備  泡消火設備（移動式）  （　月　日実施） | （１）　使用上の障害となる物品はないか。 | | |  |
| （２）　消火栓扉は確実に開閉できるか。 | | |  |
| （３）　ホース、ノズルが接続され、変形、損傷はないか。 | | |  |
| （４）　表示灯は点灯しているか。 | | |  |
| ｽﾌﾟﾘﾝｸﾗｰ設備  （　月　日実施） | （１）　散水の障害はないか。 | | |  |
| （２）　間仕切り、棚等の新設による未警戒部分はないか。 | | |  |
| （３）　送水口の変形及び操作障害はないか。 | | |  |
| （４）　スプリンクラーのヘッドに漏れ、変形はないか。 | | |  |
| （５）　制御弁は閉鎖されていないか。 | | |  |
| 二酸化炭素消火設備  ﾊﾛｹﾞﾝ化物消火設備  粉末消火設備  （　月　日実施） | （１）　起動装置又はその直近に防護区画の名称、取扱方法、保安上の注意事項等が明確に表示されているか。（手動式起動装置） | | |  |
| （２）　手動式起動装置の直近の見やすい箇所に「二酸化炭素消火設備」「ハロゲン化物消火設備」「粉末消火設備」の表示が設けてあるか。 | | |  |
| （３）　スピカー及びヘッドに変形、損傷、つぶれなどはないか。 | | |  |
| （４）　貯蔵容器の設置場所に標識が設けてあるか。 | | |  |
| 避難器具  （　月　日実施） | （１）　避難に際し、容易に接近できるか。 | | |  |
| （２）　格納場所の付近に物品等が置かれ、避難器具の所在がわかりにくくなっていないか。 | | |  |
| （３）　開口部付近に物品が置かれ、開口部をふさいでいないか。 | | |  |
| （４）　降下する際に障害となるものがなく、必要な広さが確保されているか。 | | |  |
| （５）　標識に変形、脱落、汚損はないか。 | | |  |
| 連結送水管  （　月　日実施） | （１）　送水口の周囲は、消防自動車の接近に支障がないか、また送水活動　　に障害となるものがないか。 | | |  |
| （２）　送水口に変形、損傷、著しい腐食等はないか。 | | |  |
| （３）　送水口の周囲には、ホースの接続や延長等の使用上の障害となる物がないか。 | | |  |
| （４）　送水口を格納する箱は変形、損傷、腐食等がなく、扉の開閉に異状がないか。 | | |  |
| （５）　表示灯は点灯しているか。 | | |  |
| 備　　　考 |  | | |  |
| 点検実施者氏名 |  | 防火管理者確認 |  | |

別表２

（備　考）　不備・欠陥がある場合には、直ちに防火管理者に報告します。

（凡　例）　○…良　　×…不備　　　…即時改修

建物等の自主点検チェック票

別表３

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　　　　分 | 確　　　　　認　　　　　箇　　　　　所 | | | 点検結果 |
| 建物周囲  （　月　日実施） | （１）　可燃物が放置されていないか。 | | |  |
| （２）　避難上、消火活動上有効な通路や空地が確保されているか。 | | |  |
| 防火上の構造  （　月　日実施） | （１）　増築等により主要構造部の構造不適はないか。 | | |  |
| 防火区画（　月　日実施） | （１）　防火戸等の直近に開閉を妨げる物品はないか。 | | |  |
| （２）　防火戸等の変形、破損はないか。 | | |  |
| （３）　防火戸等はスムーズに開閉するか。 | | |  |
| 非常口、廊下階段、避難通路（　月　日実施） | （１）　避難の妨げとなる物品はないか。 | | |  |
| （２）　誘導灯、誘導標識等を隠すものはないか。 | | |  |
| （３）　非常口は容易に開閉できるか。 | | |  |
| （４）　床面につまづき、すべり等の発生要因はないか。 | | |  |
| 防炎物品（　月　日実施） | （１）　カーテン、じゅうたん等は防炎物品が使用されているか。 | | |  |
| （防炎防火対象物の場合） | | |  |
| 火気管理（　月　日実施） | （１）　厨房設備、ガスコンロ、湯沸器と可燃物の保有距離は適正か。 | | |  |
| （２）　燃焼器具の周辺部に炭化しているところはないか。 | | |  |
| （３）　厨房の天蓋のグリスフィルターは清掃されているか。 | | |  |
| （４）　石油ストーブ等の自動消火装置は適正に機能するか。 | | |  |
| （５）　石油ストーブ等の周囲は整理整頓されているか。 | | |  |
| 少量危険物  （　月　日実施） | （１）　施設に漏れ、飛散、破損、腐食等の以上はないか。 | | |  |
| （２）　標識に破損、よごれは等はないか。 | | |  |
| （３）　可燃物を放置していないか。 | | |  |
| 備　　　考 |  | | |  |
| 点検実施者氏名 |  | 防火管理者確認 |  | |

（備　考）　不備・欠陥がある場合には、直ちに防火管理者に報告します。

（凡　例）　○…良　　×…不備　　　…即時改修

別表４　　　　　　　　　消防用設備等点検計画表

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 点検実施月日及び点検の  区分消防用設備の種類 | 点　検　実　施　月　日 | |
| 機　器　点　検 | 総　合　点　検 |
| 消火器 | 〇月　　〇月 | 月 |
| 自動火災報知設備 | 〇月　　〇月 | 〇月 |
| 誘導灯 | 〇月　　〇月 | 月 |
|  | 月　　　月 | 月 |
|  | 月　　　月 | 月 |
|  | 月　　　月 | 月 |
|  | 月　　　月 | 月 |
|  | 月　　　月 | 月 |
|  | 月　　　月 | 月 |
|  | 月　　　月 | 月 |

消防用設備等点検計画表

※　消防用設備等の点検を点検業者と契約している場合

|  |  |
| --- | --- |
| 点　　検　　業　　者 | 〇〇防災株式会社 |
| 住　　　　　　所 | 宮城県気仙沼市○○ |
| 電　　話　　番　　号 | 〇〇〇〇 |

別表６　　　　　　　 　　　自衛消防訓練計画表

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　　　　　分 | | 実　施　月　日 | | 備　　考 |
| 基礎訓練　部分訓練 | 消火訓練 | 〇月 | 〇月 |  |
| 通報訓練 | 〇月 | 〇月 |
| 避難訓練 | 〇月 | 〇月 |
| 総合訓練及び防災教育 | | 〇月 | 〇月 |
| 震災訓練  （上記の各種訓練に準じて行うほか、関係機関が行う訓練に積極的に参加する。） | | 〇月 |  |